

建替えを伴わない空き家の除却等支援事業
空き家の解体費用補助



🏠 対象となる空き家

- ・特定空家等
- ・管理不全空家等
- ・不良住宅
(評点100以上)
- ・昭和56年5月末以前
に着工し1年以上未使用かつ耐震改修未実施の住宅

👤 補助対象者

- ・空き家の所有者
- ・相続予定者
- ・購入予定者

🔧 補助対象工事

- ・空き家及び
付属建築物の解体
- ・残置物処分
(解体に伴うもの)
- ・庭木の剪定等
(解体に伴うもの)

補助対象経費の 1/2 以内 **最大 20万円**

【注意事項】

- ・建替えを伴わない解体が対象です。
- ・交付申請後に工事着手し、申請年度内に完了することが必要です。
- ・予算の範囲内での交付となります。
- ・詳細は下記へお問い合わせください。